



山形県公報

令和6年3月8日(金)
第484号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県医療法施行細則の一部を改正する規則……………(医療政策課) ……203
- 山形県飛島漁港海岸陸閘操作規則の一部を改正する規則……………(水産振興課) ……同

### 告 示

- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……204
- 同……………(同) ……同
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……205
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……同
- 都市計画事業の変更の認可……………(下水道課) ……同

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則……………206

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(教育局) ……同

## 規 則

山形県医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第3号

#### 山形県医療法施行細則の一部を改正する規則

山形県医療法施行細則(昭和41年10月県規則第73号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1号の5中「第6条の3第6項」を「第6条の3第8項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。  
(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)
- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。  
別表保健所長の項第1項第1号の5中「第6条の3第6項」を「第6条の3第8項」に改める。

山形県飛島漁港海岸陸閘操作規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第4号**

**山形県飛島漁港海岸陸閘操作規則の一部を改正する規則**

山形県飛島漁港海岸陸閘操作規則（平成28年5月県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「津波注意報（）」を「津波警報又は同令第5条の表に規定する津波特別警報（）」に、「津波注意報」を「津波警報等」に、「津波注意報が」を「津波警報等が」に改め、同項第2号中「高潮注意報若しくは」を削り、「高潮注意報等」を「高潮警報等」に改め、同条第2項中「陸閘の所在地に緊急地震速報（気象業務法施行令第4条の表に規定する地震動予報若しくは地震動警報又は同令第5条の表に規定する地震動特別警報をいう。）が発せられたときその他」を削る。

第5条中第4項を第5項とし、第3項中「操作を」を「操作を手動で」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「陸閘を」を「陸閘を手動で」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 操作に従事する者は、陸閘が自動で閉鎖する際は、陸閘を監視機器により監視し、閉鎖が安全かつ確実に行われていることを確認するものとする。

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第153号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和6年3月8日から同月22日まで縦覧に供する。

令和6年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                          | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長       |
|----------------------------------------------|------|--------------------|-----------|
| 東置賜郡川西町大字中小松字十王田2634番1から<br>同 西大塚字荒小屋365番2まで | 旧    | 66.8メートル<br>} 14.0 | 2,861メートル |
| 東置賜郡川西町大字中小松字十王田2634番1から<br>同 西大塚字荒小屋375番3まで | 新    | 66.8メートル<br>} 14.0 | 同 上       |

**山形県告示第154号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和6年3月8日から同月22日まで縦覧に供する。

令和6年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高畠川西線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                         | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長     |
|---------------------------------------------|------|--------------------|---------|
| 東置賜郡川西町大字小松字西留塚277番2から<br>同 中小松字十王田2636番1まで | 旧    | 13.6メートル<br>} 8.0  | 253メートル |
| 同 上                                         | 新    | 16.8メートル<br>} 11.0 | 同 上     |

**山形県告示第155号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和6年3月8日から同月22日まで縦覧に供する。

令和6年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字中小松字十王田2634番1から  
同 西大塚字荒小屋375番3まで
- 3 供用開始の期日 令和6年3月8日

**山形県告示第156号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和6年3月8日から同月22日まで縦覧に供する。

令和6年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 高畠川西線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字小松字西留塚277番2から  
同 中小松字十王田2636番1まで
- 3 供用開始の期日 令和6年3月8日

**山形県告示第157号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
東村山郡山辺町大字山辺地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和5年10月30日から令和6年2月21日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第158号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき白鷹町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
(1) 種類 白鷹都市計画  
(2) 名称 白鷹都市計画用途地域
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

**山形県告示第159号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称

白鷹町

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 白鷹都市計画下水道事業  
(2) 名称 白鷹公共下水道

3 変更の内容

設計の概要及び事業施行期間の変更

4 事業施行期間

昭和51年9月10日から令和13年3月31日まで

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月8日

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊彦

#### 山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第2警察官の職の項警察本部長の項本部の項職級3の欄中「意見聴取官」を

「意見聴取官  
交通事故事件捜査統括官」に改め、同項職級5の欄中「交通事故事件捜査統括官  
分駐隊長」を「分駐隊長」に改め、同表

警察官の職の項警察本部長の項警察署の項職級2の欄中「南陽警察署長」を削り、同項職級3の欄中「、天童警察署長及び南陽警察署長」を「及び天童警察署長」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県立学校次期教育システム基盤及び教育情報ネットワーク基本設計業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年3月8日

山形県知事 吉村 美栄子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁教育局分室（14階）  
(2) 日時 令和6年4月18日（木） 午前11時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量

県立学校次期教育システム基盤及び教育情報ネットワーク基本設計業務 一式

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 契約期間 契約締結の日から令和7年2月28日まで

- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

- (1)から(9)に掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(10)から(14)までに掲

げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
  - (3) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
  - (4) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (6) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されていること。
  - (7) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
    - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
  - (8) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。
  - (9) 過去5年以内に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、全庁的な情報系ネットワークの強化に係る設計、構築又は運用を受託した実績を有する者（共同企業体の構成員（出資比率が20%以上である者に限る。）として全庁的な情報系ネットワークの強化に係る設計、構築又は運用を受託した実績がある者を含む。）であること。
  - (10) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(7)までの要件を満たしていること。
  - (11) 共同企業体として競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
  - (12) 共同企業体のいずれかの構成員が(8)及び(9)の要件を満たしていること。
  - (13) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
  - (14) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県教育局高校教育課教育デジタル化推進室  
電話番号 023(630)2792
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法  
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和6年3月28日（木）午後1時まで、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和6年3月22日（金）午後1時まで山形県教育局高校教育課教育デジタル化推進室に提出するとともに、併せて次の書類を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それらに応じるものとする。
- ア 2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書
- イ 3の(8)及び(9)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(12)及び(13)に係る事項を証明する書類）
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (7) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required:  
Basic Design Work : Infrastructure and Network of Education System for Prefectural School : 1 set
- (2) Time-limit for tender : 11:00 A.M. April 18, 2024
- (3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Board of Education, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2792